

令和元年度 地区別公区長会議質疑応答

札内東地区 令和元年11月11日(月)

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
(1) 地方公務員法の改正に伴う公区長の身分の見直しについて				
1	暁町西	<ul style="list-style-type: none"> 今回身分の見直しはどのようなきっかけで、なぜ行われるのか。 身分が変わることで、公区長には今までと変わる取り組みが求められるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 各地方公共団体における非常勤職員等の任用・勤務条件等に関する取扱いが様々であることから、統一的な取扱いを定め、制度の適切な運用を図ることを目的に地方公務員法が改正されたものであり、非常勤特別職の範囲が厳格化され、改正後の非常勤特別職に公区長は該当しないとされたため、見直しを行うもの。 身分は変わるが、担っていただく役割は変わらない。また、これまでの報酬相当を交付金として交付するが、支出にあたっては、公区長が指定する口座に支払いをさせていただきたい。 	<p>住民福祉部</p> <p>住民福祉部</p>
2	西町2	<ul style="list-style-type: none"> 私人と身分が変わることで、従来は不可とされていた選挙活動の制限は可能になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来は「公務員としての公区長の地位を利用した選挙活動」は禁止されていたが、今後は自由に行うことが可能。 	企画総務部
3	中央町2	<ul style="list-style-type: none"> 今までは準公務員という制約が多い役職との認識でいたが、今後はどうなるのか。説明を聞いた限りではより担える人が限定されるようになってしまおうと受取けとるが。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月から非常勤特別職に該当する範囲(職種)が限定され、公区長は該当しなくなるという説明をさせていただいた。従来どおり、公区長に資格等は必要なく、「地域住民の代表者」という要件のみに変わりはない。 	住民福祉部
(2) ゴミの分別について				
4	北町1	<ul style="list-style-type: none"> 公区内に21のステーションがあり、不分別等の苦情にはその都度自分でも対応している。12月広報掲載にも期待しているが、11月広報に掲載された文字だけでの啓発では目に留まらないのもっと強調した記事にしてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> (意見のみ。回答不要) 	住民福祉部
5	桜町中央	<ul style="list-style-type: none"> 12月広報に合わせて、今回の資料を「公区内で回覧できるようにする。」との説明だが、すごく分かりやすいので、全戸に広報に折り込んで配布しては。 	<ul style="list-style-type: none"> 回覧ではなく、全戸に配布します。 	住民福祉部

情報提供・その他質疑

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
6	北町1	<ul style="list-style-type: none"> 災害が多くなり、公区でリヤカーなどの避難用の備品を備えているが、避難所である札内北小に保管する倉庫などを建設することはできないか相談したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設側(学校部局)と協議させていただき、後日の回答とさせていただきたい。 	住民福祉部

令和元年度 地区別公区長会議質疑応答

札内西地区 令和元年11月12日(火)

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
(1) 地方公務員法の改正に伴う公区長の身分の見直しについて				
1	あかしや中央	<ul style="list-style-type: none"> 身分が変わって条例改正等が行われるかは分からないが、今後も同様に行政区を設けて、町長の補助機関的な役割を担うのか。それとも変わるのか。 公区運営費は公区の口座に、公区長報酬は個人の口座に分けて交付されていたが、今後もこれまどおりなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 身分が変わることで、条例も今後改正が必要となるが、担っていただく役割はこれまで同様行政区の代表として、行政区の運営、広報の配布等を担っていただきたい。 従来の運営費交付金と従来の報酬相当を(仮称)公区長活動交付金として区分し、あわせて公区運営費交付金とするが、今まどおりそれぞれ公区長の指定する口座に支出させていただきたい。 	<p>住民福祉部</p> <p>住民福祉部</p>

情報提供・その他質疑

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
2	みずほ町	<ul style="list-style-type: none"> 公区長として、地域の困りごとを相談しても丁寧に対応していただいたので、町の職員には感謝している。身分が変わる後においても同様に対応いただければありがたい。 	<ul style="list-style-type: none"> (意見のみ。回答不要) 	住民福祉部
3	若草町3	<ul style="list-style-type: none"> 公区長の職務について、来年からは町の臨時職員でなくなることは理解する。今後も職務は全く変わらず、「公区長は公区内の状況把握に努める。」とされているが、従前から転入・転出の異動者の情報は、本人の同意を得られた者のみが提供されているが、同じ公務員である公区長に対しては、全ての異動情報を提供すべきでは。住民基本台帳の閲覧から異動者を確認する作業は大変である。 	<ul style="list-style-type: none"> 公区長の「公区世帯員名簿の閲覧」(当該公区の世帯全員)は、住民基本台帳法により、公益性が高いものとして、申請に基づき可としている。しかし、転入・転出に限る「住民異動情報の提供」は、特定の個人情報になるため、「本人の同意」が得られたものしか提供できない現状の取り扱いになる。今後も、住民の転入・転出の手続き時には窓口で同意を得られるよう説明に努めていきたい。 	住民福祉部
4	あかしや中央	<ul style="list-style-type: none"> 自分の公区は20戸ほどなので異動状況の把握は容易だが、あかしや団地など公営住宅などがある大きな公区は転入・転出の把握は大変だと思う。個人情報だと理解はするが、何らかの工夫はできるはずなので、協力をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅においても個人情報の取扱いは基本的に公区活動での取扱いと一緒にし、それを越える扱いは難しい。ただ、出入りが多いのは事実なので、その取扱いをどのようにすれば良いかは検討させていただきたい。転入・転出時の窓口での手続き時には、区域の公区長の連絡先等を提供し、町内会加入への理解と連絡についてお願いしている。また、公営住宅を含めた集合住宅にお住まいになる方々のために、管理者に案内文書を配布いただくようにもお願いしている。今後も出来る限り、地域とつながりを持ってもらえるよう町として協力していく。 	<p>建設部</p> <p>住民福祉部</p>
5	若草町3	<ul style="list-style-type: none"> 道路雨水枡の詰まりの点検をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 了解した。 	建設部

令和元年度 地区別公区長会議質疑応答

札内農村地区 令和元年11月12日(火)

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
(3) 幕別はたらき隊支援事業について				
1	途別	・ 幕別はたらき隊について、今年は試験的とのことだが、援農隊では実際に畑で仕事された方はいたのか。	・ 援農隊では10人の登録があり、長いも掘りや長いも洗浄などで10人が実際に作業している。今後も更に登録を増やしていきたい。	経済部
(4) 幕別町の小中一貫教育、コミュニティ・スクールについて				
2	千住 1	・ 「小中一貫教育」の推進について、大賛成であるが、「小中高一貫教育」の考えは。	・ 幕別清陵高等学校が今年から新設校でのスタートを切り、同時にCS（コミュニティスクール）を開始している。町では小中一貫教育をスタートしたところなので、町として、当面はCSと小中一貫教育を両輪で支えていくことで取り組んでいる。ここ3年程度で小中の接続をしっかり位置づけてから、将来的に高校につなげていきたい。	教育部

令和元年度 地区別公区長会議質疑応答

幕別農村地区 令和元年11月13日(水)

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
(1) 地方公務員法の改正に伴う公区長の身分の見直しについて				
1	相川	<ul style="list-style-type: none"> 従来より公区長が「神社の神札」を取り扱ってきたが、今後の扱いはどうしたら良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> 公区長の皆様には、地方公務員としての公区長と、加入者で組織する町内会長の役割の2面性があるが、今回の身分の変更にかかわらず、「神社の神札」は公区長としての業務ではないため、町内会長として取り扱うかどうかを個別に判断いただきたい。 	住民福祉部
2	相川西	<ul style="list-style-type: none"> 公区長は町からお願いされた公区内の業務を担い、町内会は別物と認識している。仮に町内会が公区に複数あった場合や公区をまたぐ町内会が存在することが他の町ではあるとも聞いている。本町にはそのような町内会はなく、公区長＝町内会長となっているようであるが。従来の報酬(今後は(仮)公区長活動交付金)の受取りについて、仮に町内会が複数あった場合には、従来の報酬(今後は(仮)公区長活動交付金)はどのように受取れば良いのか。公区長個人への交付なのか、町内会会計への交付なのか、整理して教えてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来どおりの公区口座にお支払いする公区の運営費交付金と、従来公区長個人にお支払いしていた報酬を今後は(仮称)公区長活動交付金として区分し、合わせて公区運営費交付金として交付させていただくもの。ただし、受取り口座については交付金毎に公区長が指定していただくこととするもの。 これまでは公区長報酬は個人の口座に支払っていましたが、来年度以降も希望されれば(仮称)公区長活動交付金を個人の口座にお支払いさせていただくということになり、基本的には現行と変わらないものと考えている。 また、現在において本町では113公区は113町内会であり、複数の町内会は存在していないことから、今後そのような町内会が今後存在した場合には、地域の考えも聞かせていただきながらその都度協議することになる。 	住民福祉部
(2) ゴミの分別について				
3	相川北	<ul style="list-style-type: none"> 地域のステーションについて、不分別ゴミがあれば、有料袋に入れ替えたり、公区長が対応してきた。今回の資料が12月号に折り込まれるということでもいいのですね。 「ブラウン管テレビ」などは、以前のカレンダーには処理の仕方が書いてあったが、今はどのように処理したら良いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭で分別が守られない方が多く、また、分からない方もいるので、12月号に全戸配布で同じものを配布することとした。 「ブラウン管テレビ」は家電リサイクル法対象製品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)になり町で収集できないゴミになり、自分で郵便局でリサイクル券を購入して、集荷場所まで自身で運ぶか、搬送料を含んだ金額で家電販売業者をお願いするかのいずれかの方法になる。 	住民福祉部 住民福祉部
4	相川西	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別方法は、市町村により異なっており、本町のようにプラごみを洗って出すことには賛同する。例えば札幌市は分別が少なかったり、住民側から見ると混乱してしまう。住民にしっかりと分別を理解してもらえよう取り組みを統一する検討を進めてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別方法は処理組合ごとに方法が異なっており、幕別地区と忠類地区では現在処理組合が異なっているため一部分別方法が異なっている。幕別地区は近隣13市町村で共同処理しているため同じ分別方法となっている。 	住民福祉部
(4) 幕別町の小中一貫教育、コミュニティ・スクールについて				
5	相川西	<ul style="list-style-type: none"> 本町の小中一貫教育は、学校教育法第1条に定める「義務教育学校」なのか。また「義務教育学校」にすることについて、論議されてきたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法に定める「義務教育学校」は小中の9年間の連携した教育について条例(規則)で位置付けて進めるものであり、本町の小中一貫教育は「義務教育学校」には該当しないものになる。また、小中一貫教育に向けての協議は平成27年度から「幕別町小中一貫教育推進構想」に基づき、学校及び地域を含めた協議を進めながら本年度からスタートした。 	教育部

**令和元年度 地区別公区長会議質疑応答
情報提供・その他質疑**

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
6	相川西	<ul style="list-style-type: none"> 今年度からの防災無線の整備に関して、「コミュニティFM」が有効と考えるが検討の中にはなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在整備を検討している防災無線は電源が入っていても情報伝達が可能な「プッシュ型」の機器を選定している。「コミュニティFM」を町で開設する場合、許可を受けられる電波が弱いため、受信範囲が町の一部に限定されること、また電源が入って（使用して）いる時しか受信できないことが最大の欠点になるため、「コミュニティFM」は町で整備する防災無線として選定していない。また、「コミュニティFM」からの情報伝達は現在帯広市に2局あるFM局と災害協定を締結しているため、災害時にはスポットで情報発信が可能としている。 	住民福祉部
7	美川	<ul style="list-style-type: none"> 今年開始したシカ柵設置補助について、今年実施している地域の話しでは、資材のみの提供で設置は地域が行うため大変だという話を聞いた。個人で畑に小規模に設置する場合の補助も検討してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年からシカ柵の設置事業を開始し、実際の手間暇も町として実感している。また、個人への補助は今後の検討とさせていただく。 	経済部

令和元年度 地区別公区長会議質疑応答

幕別市街地区 令和元年11月14日(木)

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
(1) 地方公務員法の改正に伴う公区長の身分の見直しについて				
1	新町	<ul style="list-style-type: none"> 従来公区長個人に支払われていた報酬が運営費交付金として今後は公区が指定する口座に入金されることについて再確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来の公区運営費交付金と公区長報酬(来年度は(仮称)公区長活動交付金)を合算して公区運営費交付金として交付いたしますが、それぞれの交付金毎に公区長が指定していただく口座に支払うこととなり、基本的な流れは従来どおりと理解いただきたい。 	住民福祉部
2	旭町2	<ul style="list-style-type: none"> 条例における行政区長は町の補助機関としての立場として活動していたが、今後はどのような位置付けになるのか。 春の公区長会議においても担い手不足の問題が出ていた。町では「今後の公区のあり方を考える」と答えていたが、今後は私人が公区長の職を担うことになれば、更に担い手不足の懸念が続くのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例・規則は今後改正することになるが、来年度以降の身分は公人たる地方公務員ではなく私人となり、行政区の区域内住民から推薦等で選ばれた代表の方を公区長と位置づけ、公区長が行政区を代表していただくこととしたい。 今回は地方公務員法の改正に伴い公人から私人へ身分を変更するものであり、来年度以降も引き続き「協働のまちづくり検討委員会」などで今後の行政区のあり方等について検討していく必要があると考えている。 町として公区長という公職を置かないという立場をとりながらも、公区長の皆様の活動に対する報酬見合い分を交付させていただくわけですが、これをずっとというわけではなく、他の自治体のような町内会(自治会)的な組織への移行といった方向も含めて、今後皆様のご意見をいただきながら検討を進めていきたい。 	住民福祉部 住民福祉部
(2) ゴミの分別について				
3	新町	<ul style="list-style-type: none"> ゴミの不分別に地域的な傾向はあるのか。また、回覧で個人のモラル頼みでなかなか改善されないのであればもっと根本的な対応をしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 違反ごみは不分別シールにより不回収にして再分別をお願いしている。特に集合住宅のゴミ集積所に不分別が多い傾向がある。そこに対しては管理会社を通じて指導を行っている。また、不分別のゴミから個人が特定できるものは個別に直接指導を行っている。 12月号広報での全戸配布はこういう状況があるということをお知らせして、少しでもゴミ減量につなげていきたいという思いで行うもの。 	建設部
(4) 幕別町の小中一貫教育、コミュニティ・スクールについて				
4	本町3	<ul style="list-style-type: none"> 「プログラミング教育」への本町での取り組み状況は。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度からの小学校で実施に向けて、今年度は指導する側になる教員に研修の機会を提供したり、各学校において個別に外部講師を呼んだりして試行的に授業を実施している。なお、プログラミングは単独の教科ではなく、教科横断的に思考を取り入れるイメージで実施されるものになります。 	教育部

令和元年度 地区別公区長会議質疑応答

忠類地区 令和元年11月14日(木)

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
(1) 地方公務員法の改正に伴う公区長の身分の見直しについて				
1	忠類白銀町	<ul style="list-style-type: none"> 報酬⇒運営費交付金への変更は今後ずっとということか。 費用弁償は日当分が無くなるということか。 今回の地方公務員法の改正によって非常勤特別職でなくなる職は他にあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 来年4月から変更となるが、長年続いている現在までの公区制が今後も望ましいのか、それとも他市町村にあるような町内会(自治会)制度が望ましいのか、検討していく。 従来の650円の日帰り日当が無くなり、交通費のみの支給になる。 非常勤特別職でなくなる職については、公区長の他は交通安全指導員、樋門管理人が該当する。 	住民福祉部 住民福祉部 企画総務部

情報提供・その他質疑

No.	質問者	質問・意見	回答	担当部
2	忠類錦町	<ul style="list-style-type: none"> 本町の入り口にある古い建物(旧役場庁舎)について、今のままでは印象が悪いと思うが、買取りの検討は。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在は民間事業者の所有物であり、使用しているので、町では関与できない。 例えば、まちづくり上で計画があれば検討することになるが、現状においてははない。 	企画総務部 企画総務部
3	忠類幌内	<ul style="list-style-type: none"> 忠類地域の防災無線について、現在のアナウンスが早口で「お悔やみ」の氏名などが聞き取れないことがある。また、「クマ出没情報」も、もう少し住民目線で聞き取りやすく、伝わる放送をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 聞き取りやすいように、緊急時には臨場感も伝わるような放送を心がける。 <p>来年度導入の防災無線は忠類地域も更新の対象になり、音声データでの放送が基本になるため、臨場感は難しいが、聞き取りやすい放送になる。ただし、緊急時には従来どおりの音声の放送も可能。</p>	忠類総合支所 防災環境課
4	忠類上忠類	<ul style="list-style-type: none"> 忠類地域の防災無線は、農林水産省の補助、次は自治省(総務省)、現在のもも総務省の補助を受けて導入したと聞いている。導入当初からの農協からの放送を補助所管が変わっても継続してもらいたい。 福寿駐車場の舗装について、現状のとおり相当傷んできている。学童保育所から老人福祉施設まで多世代の利用がある施設なので、いずれケガするのではと懸念している。費用は掛るが整備を検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 幕別地域では初めての導入になり、エリア区分も可能なシステムになるので、どのような情報を放送するかは現在検討している。また、忠類地域で現在どのような情報を放送しているのかも把握し適切な情報提供を行いたい。 状況は把握できているので、今後も整備に向けた要望を継続していく。 	企画総務部 忠類総合支所